

沈没した艦船の遺骨情報の提供のお願い

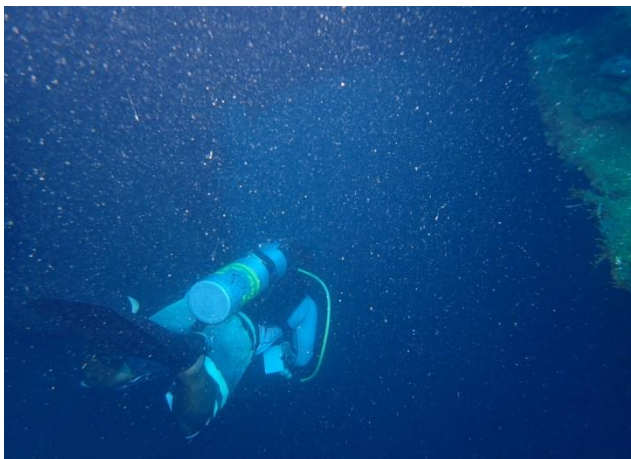
日本政府による遺骨収集の実施

海外での日本人戦没者数は約 240 万人であり、日本政府は、昭和 27 年度から遺骨収集事業を実施しています。収容した御遺骨については、御遺族のもとへお渡しするため、遺留品等の手掛かり情報がある場合に DNA 鑑定を実施しています。

これまでに約 128 万柱の御遺骨を収容していますが、戦後 70 年余りが経過し、戦友等から提供される遺骨情報が減少しているため、平成 18 年度以降、民間団体等の協力を得た未送還遺骨の情報収集や、海外の公文書館での資料調査を強化してきました。

こうした中、平成 28 年 3 月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立し、戦没者の遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、令和 6 年度までの期間が遺骨収集の集中実施期間とされました。

現在、この法律に基づき、戦没者の御遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会とともに遺骨収集事業の推進に取り組んでいるところです。



沈没艦船の遺骨収容の様子



通常の遺骨収容の様子（マリアナ諸島）

遺骨情報の提供のお願い

現在未収容の御遺骨約 112 万柱のうち、約 30 万柱は沈没した艦船の御遺骨ですが、チューク（トラック）諸島をはじめとした中部太平洋地域には、そのうち約 10 万柱の御遺骨が眠っています。

沈没した艦船の御遺骨については、政府としては、御遺骨が人目に晒され、御遺骨の尊厳が損なわれている場合には、技術面・安全面を検討した上で、可能な限り遺骨収集を進めるべきであると考えています。

沈没した艦船で遺骨を見つけた場合や、情報を耳にされた場合は、情報提供いただくと幸いです。

情報提供先：在マーシャル日本国大使館